

令和6年度以降の指定等の手続きについて（障害者の通所・入所・GH）

埼玉県障害者支援課 施設支援担当

- 令和6年4月からの制度改正に合わせ、指定申請等の手続きを見直します。
 - 申請前の事前協議について、事業開始予定年月日の4ヶ月前を締切とします。
 - 事前協議で使用する「相談票」の様式が新しくなります。
 - 申請書に添付が必須となる市町村長の意見書について、対象となるサービスを追加します（共同生活援助・就労定着支援・就労選択支援）
 - 事業の検討段階から、市町村の障害福祉計画や地域の実情を踏まえ、十分に調整を行うようお願いいたします。
 - 市町村長の意見の内容を勘案し、指定をしないもしくは指定に際し条件を付すことがあります。
- 令和6年4月以降に事前協議を開始した案件（令和6年8月以降に指定）から適用
- 今後、詳細な通知を発出予定です。

令和6年度以降の指定等の手続きについて (障害者の通所・入所・GH)

埼玉県障害者支援課 施設支援担当

想定スケジュール例

実施時期（締切）	例	実施事項	県	事業者	市町村
6ヶ月以上前	6月	新規事業者は県の事前説明会に参加	●	●	
4ヶ月以上前	7月1日まで	事業者から市町村へ相談の上、 県に対し事前協議資料提出	●	●	●
3ヶ月以上前	8月1日まで	事前協議完了	●	●	
-	8月15日 まで	通知の求めのあった市町村に対し、 県から市町村へ事業者情報を通知	●		●
-	8～9月	事業者から市町村に対し意見書の交付依頼 必要に応じて市町村から事業者へ意見書の交付		●	●
前々月末日	9月	事業者から県へ指定申請	●	●	
-	10月	補正・審査	●	●	
事業開始	11月1日	1日付で指定	●	●	